

議案第41号

鹿屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鹿屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鹿屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の実施要綱の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。